

平成31年度

よいはまキッズの案内



www.inoyama.com



学校法人 森学園
認定こども園
いのやま
幼稚園 ● 保育園



横浜市栄区上之町29-1



045-894-5588

よこはまキッズ利用日時

利用日	利用時間	正規保育時間	利用時間
平日	7:30～8:50	9:00～14:00(通常保育) 9:00～11:30(午前保育)	14:00～18:30 11:30～18:30
土曜日	7:30～18:30	※9:00までに登園してください。	
長期休園期間中	7:30～18:30		



原則として日曜、祝日及び年末年始(12/29～1/3)となります。

9/2(月) 災害時引き渡し訓練

3/31(火) 環境整備日

↑上記日程については、園行事・全体研修のためご協力をお願いいたします。

* 災害・警報発令時は園のガイドラインに従い休園となります。

* 学級閉鎖のクラスは、よこはまキッズをお休みさせていただきます。

お申込み方法

- * 新規登録の方は、登録料として200円を頂きます。
- * 事前に登録が必要です。職員室にて必要な書類(ご利用申込書と雇用証明書)をお渡しいたします。
- * 保護者(父親・母親)が認定基準のいずれかに該当している必要があります。
- * 新規対象の方、年度始め、及び就労内容に変更が合った場合には園児と同居している保護者の雇用証明書が必要となります。
- * 保護者雇用証明書は必ず雇用主に提出して証明を受けてください。
- * 兄弟姉妹の場合は、父母1部ずつの雇用証明で構いません。
- * 2つ以上の仕事をしている方は、別々の雇用証明書が必要です。
- * 疾病(入院)や出産等の理由で利用する場合は、入院の事実等が客観的に証明できる書類(領収書の写し)や母子手帳の写しを提出してください。証明書類の提出が難しい場合は、本人の申立書を提出してください。
- * 求職中の場合は、最大3ヶ月まで利用可能です。求職中の旨、申立書を提出してください。横浜市内に住民登録がある方のみ利用可能です。

利用料について	登録料(新規)	200円
	1時間毎	100円

午前、午後それぞれ利用時間を繰り上げて計算させていただきます。
利用料は月末に集計し、月初に集金袋に請求書を入れさせていただきます。
確認後、お金を入れてお支払いください。
利用料の上限金額は1ヶ月0円～9,000円となります。
ただし、給食代は別途徴収させていただきます。

ご利用にあたって

- * 前週の水曜日までに、給食申し込みがある場合は2週間前までに、所定の用紙に予定表を記入して担任までご提出ください。(1食500円となります。)
- * **保護者の勤務日・時間以外のご利用できません。**
- * 利用予定表は必ずカバンのポケットに入れてください。
- * 利用日・時間等に変更がある場合は連絡帳に記載し、必ず担任に伝えてください。
- * 利用を止める際は1ヶ月前までにお申し出ください。
- * おやつは、午後利用時(3:00頃)1回になります。
- * お預りの利用日に課外教室のご利用は可能です。教室の先生が課外終了後は保育室につれてきてくれますが、利用日の振替え、お休みをする場合は間違いのないよう必ず担任(連絡帳に記入)と課外教室の先生両方にお知らせください。
- * 預かり保育中に課外授業に参加する場合も利用料はかかりません。
- * 保護者がお迎えに来た時にICカードをタッチしてください。

利用予定表の記入について

毎週水曜日までに翌週の利用予定日及び時間を記入してください。

給食の申し込みがある場合は利用日の二週間前までに利用予定表を提出してください。

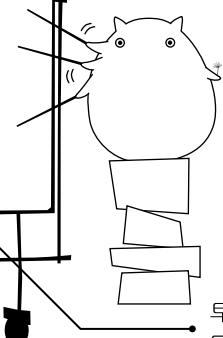
日付	開始時間 ~ 終了時間	給食申込
6月3日(月)	8:10 ~ :	有・無
6月4日(火)	~16:30	
6月5日(水)		
6月6日(木)	8:30 ~18:00	

給食の申込み有無に○をしてください。

早朝のみ利用する日は、
開始時間のみ記入してください。

保育終了後のみ利用する日は、
終了時間のみ記入してください。

早朝と保育終了後両方利用する
日は、開始時間と終了時間を記
入してください。



送迎について



身のまわりの支度は、保護者の方が必ずおこなってください。

登園：早朝保育を利用する際は、登園時にICカードを、専用端末にタッチしてください。
また、土曜日・休園日のご利用の際も登園時の入力をお願いします。

降園：降園時は、お子様の手荷物をまとめ、職員に声を掛けて退出してください。
降園時間が18:30を過ぎる場合は、遅延料として一律1,000円頂きます。

退室時にICカードを、専用端末にタッチしてください。





認定基準

(1) 昼間に自宅外で就労していること。

認定基準の定義

自宅外で原則として昼間4時間以上、月12日以上就労しているもので、次のものを含む。

- ・ 自宅外の自営及び農業、漁業従事者
- ・ 1ヶ月以内に勤務先が決定または内定している者

(2) 昼間に自宅内で幼児と離れて日常の家事以外の労働をしていること。

自宅内で原則として昼間4時間以上、月12日以上、事業の営業者または事業専従者として労働している者。

(3) 妊娠中又は出産後間もないこと。

出産又は出産予定日の前後各8週間の期間で出産の準備または休養を要する状況にあるもの。

(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

- ① 治療又は療養の期間が1ヶ月以上にわたり、自宅療養または入院療養のもの。
- ② 療育手帳制度要綱により手帳の交付を受け重度または中度と判定されたもの。
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。
- ④ ②及び③の判定のないものであっても、渉外の程度によって児童の保育に支障があると判断されるもの。

(5) 長期にわたり疾病の状態にあり、または精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を介護していること。

- ① 治療等に1ヶ月以上の期間を要するもの。疾病には負傷を含む。
- ② 療育手帳制度要綱により手帳の交付を受け重度または中度と判定されたもの。
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け1級から3級に判定されたもの。
- ④ ②及び③の判定のないものであっても、障害の程度によって介護を要すると認められるもの。
- ⑤ 介護とは、病院等で原則として昼間4時間以上、かつ週3日以上看護に従事することをいう。または、自宅において疾病状態にあるものを看護するもの、及び同居の親族に心身障害者がいてその介護に従事するものをいう。なお、病院、養護学校及び障害児(者)施設等に通院、通学及び訓練等のため原則として週3日以上付き添いをしているものも含む。

(6) 子育て支援事業本部長が前各号に類するものと認める状態にあること。

- ① 昼間、自宅外で求職活動をしているもの。(3ヶ月以内に就労していること)
- ② 夜間、自宅外で労働に従事し、昼間に休養しているもの。
- ③ 夜間、自宅内で日常の家事以外の労働に従事し、昼間に休養しているもの。
- ④ 学校教育法に基づく学校または就労に必要な知識、技能の習得を目的として職業訓練校、その他専門学校において就学しているもの。(自己啓発を目的とした生涯学習は除く)
- ⑤ 認定基準(5)の状況にあり、別居の親族を介護しているもの。
- ⑥ その他、保育が必要であると特に認められるもの。

